

## 第 2 回地域発達支援協議会 会議録

- 1 日時 令和 6 年 10 月 7 日（月） 15 : 00～17 : 00
- 2 場所 新居浜市こども発達支援センター
- 3 出席者
- |              |           |
|--------------|-----------|
| 委員 高森 快海     | 委員 川井 章代  |
| 委員 明智 美香     | 委員 伊藤 由香  |
| 委員 黒川 由美     | 委員 前田 さやか |
| 委員 石川 真悟     | 委員 高橋 美鈴  |
| 委員 竹宮 直孝     | 委員 金塚 郁子  |
| 委員 重松 ほのか    | 委員 村尾 勉   |
| 委員 真鍋 真理子    | 委員 三木 由紀子 |
| 委員 野沢 佐絵美    |           |
| アドバイザー 吉松 靖文 |           |
| アドバイザー 渡部 徹  |           |
- 4 欠席者 竹本 幸司                  合田 史宣                  矢野 雅士                  本多 知里  
濱田 紀明
- 5 事務局 藤田 恵女                  越智 誠司                  伊藤 亜野                  西原 勝則  
堀口 美穂                  西原 紀子                  田中 康一郎              川上 奈菜
- 6 傍聴者 0名
- 7 議題 (1) 発達支援課長あいさつ  
(2) 協議題  
① サポートファイルの動向について（発達支援課から）  
② 障がいや発達に課題のあるこどもの適切な支援の継続について  
各機関での支援の引継ぎの状況  
③ そのほか  
・令和 5 年度発達支援課の主な施策と実績、令和 6 年度事業計画について
- 8 議事 開会 午後 15 時 00 分      閉会 午後 16 時 45 分

事務局	<p>本日は令和 6 年度第 2 回地域発達支援協議会にご出席いただきましてありがとうございます。本日の欠席は、竹本委員、矢野委員、濱田委員、合田委員、本多委員の 5 名になります。定員 20 名のうちの 17 名の出席をいただいておりますので、新居浜市地域発達支援協議会設置要綱第 6 条の 3 で示されています過半数を超えており、本協議会の成立要件は満たしていることをご報告申し上げます。また、東予こども・女性支援センターの高森委員さんが諸事情により高畑由紀さんに交代しますので、よろしくお願ひします。</p> <p style="text-align: center;">それでは、ただいまから第 2 回地域発達支援協議会を開催いたします。</p>
-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>委員長</p>	<p>会の進行を高橋委員長にゆだねたいと思います。よろしく申し上げます。</p> <p>委員長を務めさせていただきます高橋でございます。皆様のご協力をいただきながら、円滑な議事進行に努めてまいりたいと思います。どうぞ、よろしくお願いいたします。</p> <p>では、お手元の議事に従いまして進めてまいります。議題1のサポートファイルの動向についてということで、事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>個別の教育支援計画サポートファイル「にっこ♡にこ」について説明させていただきます。</p> <p>障がいのある児童等へ切れ目ない支援体制の整備充実を図るため、教育的支援の中心的ツールとなるのが、個別の教育支援計画と個別の指導計画です。</p> <p>個別の教育支援計画とは、障がいのある児童等一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えのもと、医療・福祉・保健・労働等の関係機関との連携を図りつつ、幼児期から学校卒業後までの長期的視点に立って一貫して的確な教育的支援を行うため、障がいのある児童等一人一人について作成した支援計画をいいます。</p> <p>本人や保護者の願い、障がいにより困難な状況支援の内容、生育歴、相談歴など子どもに関する事項について、本人・保護者を含めた関係者で情報共有するためのツールになります。</p> <p>個別の教育支援計画のほかに、個別の指導計画があります。個別の指導計画は児童等一人一人の障がいの状態に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、学校における教育課程や個別の教育支援計画を踏まえて、より具体的に一人一人の教育ニーズに対応して指導目標や指導内容、方法等を盛り込んだ計画になります。</p> <p>個別の教育支援計画作成後に、この趣旨を踏まえて学校での具体的な指導のため、個別の指導計画が作成されると考えられます。この際、個別の教育支援計画で明記された合理的配慮の内容も、個別の指導計画の目標や手立て等に反映されることが望まれます。</p> <p>個別の教育支援計画の作成及び活用の流れについての一例になります。</p> <p>支援は、児童等が困っている状況への気づきや保護者や本人からの相談からスタートします。できるだけ早い段階で気づくことがより良い支援につながります。保護者と相談するにあたっては、お互いの信頼関係が重要になります。また、適切な指導や支援につなげるためには児童等の状況を的確に把握することが重要になります。児童等が抱える困難さに気づいたり、相談を受けたときや、速やかに実態把握を行い、児童等の状態をできるだけ具体的につかむよう</p>

にします。

実態把握ができれば、個別の教育支援計画を作成します。個別の教育支援計画の作成にあたっては、保護者と十分に相談し、支援に関する本人及び保護者の意向や将来の希望その他支援内容を検討する上で必要な情報を詳細かつ正確に把握し、整備していきます。その際、本人や保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と当該児童等の支援に関する必要な情報の共有を図ることが大切です。

個別の教育支援計画は、あくまで、児童等の支援や指導に関する関係機関との連携のためのツールであり、作成することが目的ではありません。実践・評価・改善を繰り返すことが最も重要となります。

個別の教育支援計画の作成するメリットは、複数の関係者が話し合うことで、障がいのある児童等の教育的ニーズの把握ができ、支援の方向性が明確にできる、教職員や関係者が支援目標や支援内容、手立てについて共通理解し、一貫した指導や支援ができる、関係者の役割分担を明確にし、連携しながら指導や支援を行うことができる、計画の評価見直しを行い、引継ぎを行うことで支援が継続されるなどが挙げられます。

平成 30 年 8 月に通知された学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行において、特別支援学級、特別支援学校に在籍する、もしくは通級による指導を受ける児童の生徒に関して、個別の教育支援計画の作成が義務付けられました。

令和 3 年 6 月に、国から統合型公務支援システムなどの ICT を活用して、学校内外で必要に応じて個別の教育支援計画のデータの蓄積共有や引継ぎができる仕組みを踏まえ、個別の教育支援計画の参考様式と解説が示されました。国の動向として、今後、個別の教育支援計画の電子化が示唆されます。

本市では、個別の教育支援計画である新居浜市サポートファイル「にっこ♡にこ」を平成 21 年 4 月から本格的に導入し、レイアウトの改修程度で 16 年目を迎えています。多様な関係機関からの支援を総合的に調整していくためのツールとして、保護者と共同で冊子を作成し、就園や進学、就労などのライフステージが変わるときに、支援方法やこれまでのかかわりを引き継いでいます。

作成に関しては、保健センター、医療機関、放課後等デイサービス、児童発達支援事業所などと連携し、本人や保護者の意向も踏まえ情報共有を図っています。本市では、原本は教育委員会で 25 歳まで保管し、保護者や学校縁関係機関はコピーを保管していますが、これにつきましては、15 歳、中学卒業時点で本人に原本を返却するように進めております。

令和 5 年度のサポートファイルの新規作成数は 116 件、見直し件数は 495 件でした。見直し数は年々増加しており、サポートファイルの作成が必要な子

に対してサポートファイルが適切に作成されてきていると考えられます。

サポートファイルの活用状況や現状を把握するために、市内小中学校教員を対象にアンケートを実施しました。563名の回答が得られましたので、結果をご報告いたします。

個別の教育支援計画としてサポートファイル「にっこ♡にこ」があることを知らない教員が6.2%、特別支援学級や通級指導教室に通うこどもは、サポートファイルを作成する義務があることを知らない教員が8.3%、実際の作成方法や連携の仕方を知らない教員は16%でした。

また、サポートファイルを知らないと答えた教員のうち86%が経験年数5年未満の教員でした。サポートファイルの作成方法や連携の仕方を知らないと答えた教員も、経験年数5年未満が68%を占めていました。経験年数の少ない教員へのサポートファイルの作成や活用、引継ぎの方法の周知徹底が課題となります。

サポートファイルを「実際作成したことがある」「引継ぎをしたことがある」と回答した397人に、サポートファイルの作成、引継ぎをすることへの満足度を質問したところ、「満足している」「やや満足している」と回答した人は87%、「やや満足していない」「満足していない」と回答した人は13%でした。

満足していると答えた主な理由として、「支援の達成度、課題など文章化することで引継ぎがしやすくなる」「保護者や関係者と一緒に作成することで児童への共通理解がより図れる」「事前に情報を知っておくことで児童の不安や困り感に対する手立てができる保護者の安心感につながる」「児童の実態や成長、困り感の把握ができる」などがありました。

満足していないと答えた理由としては、「作成されたものが十分に引継ぎされていない」「配慮の要する児童が年々増加し、作成の負担が大きい」「個別の指導計画との違いがあまりない」「作成にかかる時間や手間が多いと感じる」などがありました。

また、サポートファイルを使用していて改善してほしいことについての質問では、「特にない」が298人と一番多く、「記入作成に時間がかかる」と答えた人が208人と次に多くいました。

また、サポートファイルの電子化についてどう思うかの質問に対し、電子化し作成・活用した方が良いという意見が全体の72%を占めました。主な理由としては、「個人情報の保管・管理がしやすい」「作成時や、見直し時の時間短縮・業務改善ができる」「閲覧が容易になり職員間で情報共有しやすい」などがありました。

「現状のままで良い」という意見は10%ほどで、電子化に伴う移行作業への不安、個人情報の管理への不安、保護者、本人、関係機関の手から離れてしま

	<p>うことへの危惧などが挙げられました。</p> <p>「わからない」という意見は18%で、「電子でも紙媒体でもどちらでもよい。」 「作成、活用したことがないのでわからない。」などがありました。</p> <p>現状の課題としては3つの課題が挙げられます。経験年数が少なく実際サポートファイルを作成、活用したことの少ない教員への作成活用、効果的な引継ぎ方法などを周知していく必要があること、保護者の共通理解が図れたり、連携や引継ぎがしやすい児童生徒への成長、困り感などの実態把握につながるなどの利点を残しながら、作成にかかる負担を減らすために電子化の必要の検討を含めて整理する必要があること、15歳の原本返却に向けての具体的な方法の検討などが上がっています。</p> <p>今後、発達支援課ではこの3つの課題について取り組んでいきたいと思っています。発達支援課からは以上になります。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。今の説明についてご質問ございますか。</p>
アドバイザー	<p>13枚目のスライドで、保護者や本人、関係機関の手から離れてしまうことへの危惧、これがどういうことかよくわからないので、教えていただけますか。</p>
事務局	<p>アンケートを作成した中で、今は保護者と一緒に作っているけれど、電子化によって簡易になる分、保護者との相談なしに教員の方で作成し、保護者や本人の意向が反映されず、保護者が置き去りにになってしまうのではないかというようなご意見が、アンケートの中にはありました。</p> <p>また、学校が主体でサポートファイルを作り、発達支援課があまり関わっていない場合はサポートファイルの原本は発達支援課で保管するけれど、なかなかその生徒や児童について支援会議や引継ぎができていないかどうか確認ができていなくて困った事例もありました。そういうところも少し心配かと思います。以上です。</p>
委員長	<p>他にご質問等ございますか。アドバイザーの皆様にご意見、ご助言を含めましていただきたいと思います。</p>
アドバイザー	<p>丁寧な調査、ご説明ありがとうございました。</p> <p>ご説明についてですが、まずスライドの4ページ。第1段階が気づき、相談、引継ぎとあります。個別の教育支援計画は学校教育の段階から作って活用するものですが、今は就学前からの発達支援のルートに乗っている人たちが少なからずいるかなと思います。今日配られているこちらのパンフレットを見て</p>

も、児童発達支援がたくさん載っています。そうすると就学前の発達支援のキャリアがある人がいて、当然そういう人たちの個別の支援計画が作成、活用されているので、その点の位置づけというのはここに明確にされた方がいいんじゃないかなと思います。

スライドの6に、個別の教育支援計画の作成が義務付けて書いてあるんですけど、これには活用も入っていると思います。作りっぱなしではダメです。活用しなさいということが明記されているかと思います。

スライド8の15歳、中学校卒業時点で本人に原本返却するというのはとても素晴らしいことだなと思います。それがこれからの課題だという説明が終わりの方であったかと思いますが、それをするにあたっては、早期からご本人の参画をどうするかという問題だと思います。いきなり15歳になって「にっこ♡にこ」をあなたのものですよって言われてもどうしていいかわからない。

お子さんの理解力等の問題は考慮する必要があると思いますが、一般的に5歳代の発達になっている人であれば、自分のことを考えて自己理解しながら行動していくということを行う必要があるのではないかなと思います。

個別の支援計画を使って児童発達支援を受けた子は、療育機関でやってきたこと、幼稚園でやってきたことを確認し、よかったこと、学校でもあったらいいことの確認をすることは、具体的なことであれば小1になるこどもたちでも不可能ではないと思います。

小学校では、今度は学習面のサポートに加えて、中学校に向けたテストアコモデーション（※障がいのある人が、障がいのない人と同等にその教育およびテストにアクセスできるようにするための配慮）が重要になってくると思います。中学校になったら、はっきりした成績として出てしまうのですが、それに当たって中学校ではちゃんと成績を評価しているためにテストアコモデーションをしてもらいたいのです。

そこを終えた上で、15歳になった時にこのサポートファイル「にっこ♡にこ」をこども自身が管理し、自分の生活をより良く豊かにするために使えるような体制づくりするために、どんな準備が必要か、現場の教員や保護者、そして本人に対してもどのように周知していくかという体制づくりが必要かなと思います。

スライド9ですけど、これを見ても、引継ぎが減ったというふうに見えるんですけど、この引継ぎが減った理由というのが分かれば教えていただきたいなと思います。

スライド10なんですけど、教員に対するアンケートはもちろん重要だと思います。ただし、ここでは本人、保護者に対しても対象とする必要があるんじ

やないでしょうか。特に、スライド 12 の調査内容については、これはサービス提供者の満足度ではなく、利用者の満足度を測る必要がありますよね。可能な限り本人、本人が難しい場合代理人である保護者を対象にした調査をする必要がこの項目ではあるんじゃないかなと思います。

これでコメントの中の「作成の負担が多い」「記入作成に時間がかかる」については、「にっこ♡にこ」を個別懇談や三者面談で使えばいいんじゃないですか。わざわざそれを別に作るから負担が増えるのではないですか。

作成、活用の中で当事者の参画が重要になっているわけですから、効率化だけでなく、これを作成、活用する観点において重要なのは個別懇談等で活用するという事になるというふうに思います。

個別の指導計画との違いがあまりないということは、これはやっぱり位置づけが十分理解されていないということを表していますね。ということで、これについての周知徹底を図る必要があるという課題が明らかになったかなと思います。

スライド 13 については、なるほどなと思いました、これは運用の問題ではないかなと思います

スライド 14 が原本返却に向けての具体的な方法の検討というのは、先ほど申し上げたような形で、ヒントにもしていただけたらありがたいと思います。

まず、このような調査がなされているということが一番大きな新居浜の優れた点ではないかなと思いますので、やっぱり新居浜は進んでいるなと思います。でも、こういう仕事に終わりはないので、さらに次を目指していただければなと思います。

委員長

ありがとうございました。

アドバイザー

平成 19 年から特別支援教育が始まり、国がサポートファイルを作りなさいよという方針を出して、愛媛県では、東温市がモデル地区で行い、その次に西予市が 2 番目の指定になって、その後県下に広がりました。東温市で、このサポートファイル「キラリ」というのですが、それを作っている時に新居浜でお話ししたので、新居浜は早く平成 21 年 4 月に「にっこ♡にこ」ができたんだろうと思っています。

個別の教育支援計画の作成の手順の中で、保護者や本人が同意した分が教育支援計画なんです。本人や保護者が同意していない場合は、学校として、支援計画、指導計画の原案なんです。原案を元に保護者や本人と話し合っ最終決定をするので、うちは教育支援計画を作っていませんというのはおかしくて、こどもを預かり、その子に配慮している以上、学校としての案ができてい

るはずなんです。本人、保護者の同意がない場合でも、学校としてはこういう考え方で支援しようとしているという考えは示せるんじゃないかな。そこまではコーディネーターがしっかりやらないといけないと思います。この流れの中で、保護者、本人の確認があるんじゃないかなと感じています。

平成 29 年に特別支援教育推進のガイドブックというものがでて、平成 30 年に、その中に教育支援計画を作りなさい、そのために校内委員会を校長は作らないといけません、それを受けてコーディネーターが校内委員会を開いて、保護者の同意を受けて進めていくという流れがうまくいくように通知がでたんです。

それを受けて令和 2 年 3 月に愛媛県教育委員会は、こういうような指導計画、支援計画を作りましょうという冊子を出しました。そうすると、新居浜市の「にっこ♡にこ」や東温市の「きらり」など、市として教育支援計画を作って 10 年間ずっとやっているところは、今それをどう付け合わせるかについて困っています。だから「にっこ♡にこ」とこれから説明するこの県のパッケージとがうまく合体しているかどうか、これから課題になるんじゃないかな。

愛媛県のパッケージには、基本シートがあります。チェックリストがあって、幼稚園用、小学校用、中学校用、高等学校用があります。小学校用だったら 1 年から 6 年まで同じなんです。市や町の愛教研の担当者が 1 年生用、2 年生用、3 年生用など学年ごとのチェックの内容を変えて作ってやっているところが多いです。

これが、フェイスシートです。チェックリストをチェックするとレーダーチャートが出てくるんです。全体でこのフェイスシートを見せてもらったら、子どもたちはどんな様子かがわかりますよってことです。

新居浜市は、発達支援課が関わっている子どもに関しては発達検査を行い、学校は情報もらえるからすごく幸せなところですが、発達検査は資格がある人じゃないとできないという時代が来ましたので、気になる子どもについての発達検査の結果がもらえないままで、支援計画や指導計画を立てないといけないというところが多いんです。その場合にはこのレーダーを見て特性をつかめたらよいと思います。

これらのワンセットの中の最後のところに支援シートとか支援計画というのがあります。これを教育支援計画として、幼稚園、公立の幼稚園と小中高等学校、義務教育と関連の学校教育のものは、これで連携ができるような仕組みを県が提示しています。新居浜市教育委員会が、これをどうするかというのが課題になります。

今の学習指導要領は平成 29 年にでき、平成 30 年 3 月に自立活動という冊子が出ました。自立活動というのは特別支援学校の指導領域なんです。



後でお話しますが、6 区分の 27 項目というものがあります。通常の学級に在籍している児童生徒の中には、通級による指導の対象とはならないが、障がいによる学習や生活上の困難を抱えているこどもがいたら、個別の教育支援計画、指導計画を作成して支援を考えないといけないと書かれています。

通常の学級の中で指導するだけでは無理な場合には、1 対 1 の通級指導教室で指導する、通級指導教室がない場合には、通常の学級の指導の中でその項目についてカバーしましょうと平成 29 年の手引き書に書かれているんです。

支援が統一した内容となるように、通級指導教室、放課後デイサービス、児童発達支援など個別でやっているところと各教科等における指導との密接な連携、外部の方との連携などをしないといけないと思っています。

次の 5 領域は、幼稚園、保育所、認定こども園の指導領域です。平成 21 年にこの 5 領域が 10 の姿へ変わりました。平成 21 年までのこどもに比べて、これからのこどもは、人間関係と環境、学力のところを細かく見て、支援をしないといけない。今は幼稚園、保育所、認定こども園から小学校入学時に、この 10 の姿のレポートが抄本として送られてきて、小学校はそのレポートを見て、今年の 1 年生はこういう特性があるなとスタートカリキュラムを作って 1 年生の指導をしましょうと学習指導要領の総則に書かれているんです。

それから、放課後デイサービスでもこの 5 領域でやりましょう、支援計画、指導計画を作りましょうとなっているはずです。この支援計画、指導計画が、学校の指導と内容が合っているかどうかを、ケース会議で連携しましょうとなっていて、来年 4 月から始まるはずです。

ですので、そのあたりを参考に使えるように「にっこ♡にこ」のどこを変えたらよいかというのが、今日の話提供かなと思います。

就学前は 5 領域 10 の姿で、学校では、自立活動 6 区分の 27 項目になります。通級指導教室とはこの項目だけで教えています。特別支援学校はこの項目を教えるための自立活動の時間を設定しないとイケません。特別支援学級も、自立活動の指導の時間を持って指導しないとイケなくなっているはずなんです、そこがうまくできていない特別支援学級が結構あるというのが課題になっています。

就学前と学校を照らし合わせると、情緒の安定の項目が 5 領域 10 の姿にはありません。これは、心の問題は就学前では全ての保育の中でやりましょうということです。学校に入ったら、通級指導教室や合理的配慮のもと通常の学級の中でやりましょうとなっています。

不登校の子は放課後デイサービスを利用できるということが 7 月から始まっています。学校に行っていないけど、放課後デイサービスに行ったら出席扱いしましょうというのはおかしいんじゃないかな。このことが、東温市では話題

になっています。福祉課で、放課後デイサービスに行く時の受給者証を出す際に、学校から意見書を書いてもらうんです。学校に行っていないということだけで、受給者証を出すのはやめましょうと福祉課の方が言ってくれました。

学校に行っていないのではなくて、その子にどんな指導をしないといけないのか。その指導が学校や通級指導教室では不十分なので、療育施設としての放課後デイサービスのプログラムでやらないとその子の支援ができない、その内容がある場合には放課後デイサービスの利用を認める、受給者証を出すという方針を10月20日の会で、福祉課の方が公表するというところまで話が煮詰まっています。

昭和46年の学習指導要領の改訂の時に、心身適応、感覚、運動、意思の伝達の4領域で始まりました。意思の伝達、運動、感覚については、最初からずっと変わらず、同じ領域が続いています。心身適応というのが、平成元年に健康と心理に変わって、平成21年には健康、心理、人間関係という、3つに分かれました。6区分の半分が心身適応の項目になっているということになります。不登校や発達障がいが話題になり、こどもたちの情緒の安定や状況の変化に対する対応の仕方などの指導が必要なケースが増えているので、この項目が増えたのではないかと思います。

平成15年に特別支援教室という案が出ました。通常の学級に籍を置いて、わからなかったら特別支援教室に通うという形で、今の通級指導教室がよく似ています。ただ今の通級指導教室は自立活動の内容27項目だけ教える、勉強が遅れている子の教科指導はしてはいけないという形になっています。

この通級指導教室が今全ての学校に設置されていないので、巡回指導、通級指導教室の先生が通級指導教室のない学校に出向いて指導しましょうというのができています。このやり方については、今、宇和島市が3年間の研究指定を受けて、それをやっています。

国語と算数だけ特別支援学級で、あとは通常の学級でやるみたいなのが今愛媛県下ですごく多くなっているんです。それで、3年前に特別支援学級で半分以上指導しなかったら、退級して通常の学級に在籍をしてやってくださいよとなりました。特別支援教室構想は、通常の学級に籍を置いて、自立活動については通級指導教室、教科については特別支援教室でやりましょうという構想なんです。

現在、通常の学級に籍を置き、自立活動については通級指導教室でできるんだけど、勉強ができないようなこどもたちはどうするかという問題が学校ででていて、児童発達支援事業所や放課後デイサービスや塾のような外部の力を借りながらやっている現状があるので、そこと連携しましょうとなっています。放課後デイサービスや児童発達支援が行っている支援計画や指導計画と、

学校の支援計画や指導計画が同じ歩調を合わせながら、こどもの支援を当たりましょうというのが、来年4月から本格的に始まります。

今は地域の学校だけでなく、物理的にも人的にも整っている特別支援学校へ保護者や本人の希望があれば認定就学者として認めましようとなっているんです。地域の義務教育の学校に行っている場合は、その時に保護者や本人の意見をしっかり聞いて、教育支援委員会で話し合いをして原案を作って、それをもとに最終的には教育委員会が判断しましようというようにするんですよ。令和5年2月に愛媛県教育委員会はそういうようにして就学をやりますよと冊子を作って、各学校に送っています。そのように、いろいろなことがどんどん変わっていています。

令和4年12月に通常の学級に気になるこどもが8.8%いるというのが公表されたのはご存じだと思いますが、その8.8%のこどもたちをこのように指導していきましようという案が4ヶ月後の令和5年の3月13日に出ているんです。その案が今どのくらい実施されているかという調査の結果が公表されました。

校内委員会で話し合いが十分できていないという課題があります。また、今日の話の教育支援計画、指導計画が十分出来上がってないというのもこの実態調査でわかっています。

本人が困らないように合理的な配慮をし、本人を変えることは過重負担にならない程度にするということを学校が意識して継続しないといけないんですが、できていない。

この内容は今回の29年の3月に障がいのある児童生徒に対するガイドラインが出ていて、教育委員会、学校長、通常の学級の担任、特別支援学級の担任、養護教諭、保護者などの役割や具体的な項目目標を書いています。それぞれの役割がうまく機能していません。

その上に、平成15年の特別支援教室構想の中には、不登校の子をひっくるめてみましようとして書いてあるんです。通常の学級だけでは指導が難しいので、専門的な教育支援センターに通うといったことです。新居浜市も中萩中学校に同じようなものがありますよね。東京でも、特別支援教室という構想で行っているところもあります。

このような方向で、個別の教育支援計画「にっこ♡にこ」も考えてほしいなと思います。いろんなことが「にっこ♡にこ」でカバーできるんだったらいいんだけど、この大きな流れの中で足りないところがあったら、修正をしながらより望ましいものにしていただいたら、ありがたいなと思っています。以上です。

委員長

ありがとうございました。それでは、協議題の2つ目、「障がいや発達に課

事務局	<p>題のあるこどもの適切な支援の継続について」というところで、各機関での支援の引継ぎ、それからサポートファイルの活用状況の報告に移ります。まずは事務局のほうからお願いいたします。</p>
委員長	<p>冒頭で説明がありましたように、個別の教育支援計画は、家庭・学校・医療機関や労働機関など関係機関が連携を図りつつ、長期的視点をもって作成、評価・見直し、活用を行いながら引き継いでいくものになります。教員のアンケートを分析する中で、効果的な活用や引継ぎが必要な場合があるのではないかと感じました。そこで、各分野でサポートファイルの引継ぎがうまくいった例や、サポートファイルを使わなくても引継ぎがうまくいった例、こんなものがあつたらうまく引継ぎや活用ができるのではないかというようなご意見とかをお聞かせ願えたらと思います。よろしく申し上げます。</p>
委員	<p>それでは各事業所の方から簡単にご説明をしていただきたいと思います。</p> <p>児童発達支援事業所はげみ園です。発達支援なので、サポートファイルを持ってうちの事業所に来るといの方は数人いらっしゃるんですが、ほとんどは保育園、幼稚園に行く際サポートファイルを作るときに、こどもさんの得意なことや苦手なこと、こういうふうにしたらうまくいくといった情報を含めて作っていきます。</p> <p>はげみ園が実際に保育園、幼稚園や学校に行って、引継ぎを行うことはあまりありません。ゼロではないんですが、幼稚園、保育園によるというようなところもあるかと思います。</p> <p>ただこちらから送り出していくときにサポートファイルがあれば、少し気になることでも安心かなというようなのはありますが、幼稚園保育所でうちを利用しているお子さんのしんどい状況が出たとき、サポートファイルを見ながら顔を合わせて話ができたら、もっとお互い分かりやすくなるのかなとは思いますが、なかなかそういう機会は取れていないというのが現状だと思います。ここができると、もっと共通認識を持って児童発達支援と幼稚園、保育園とが連携できるかなと思います。</p> <p>こども部会です。保護者が希望されたら個別のサポートファイルを作るところで、事業所を通して現状や今取り組んでいる目標を書いています。定期的な見直しのときに、ケースによっては呼んでいただいて一緒に確認しながら作るという場合もありますし、会議には参加せず、書類の提出のみの場合もあります。</p>

委員	<p>小さいこどもの場合ですと、できるようになったところもたくさんあるけど、いろいろ困った行動に見えるようなところもたくさん出てきて、保護者から直接お話を聞いたり、園に見学に行ったりする場合があります。半年ごとに個別支援モニタリングという会議を保育園で開いていただけるケースや学校の会議に呼んでいただけるというケースも増えています。そういうときに、初めて事業所だけではわからない情報をたくさんいただいたりして、サポートファイルをもとにいろいろ情報の共有が深まっています。小学校に上がるという子ですと、引継ぎの時期が同じ時期に重なり、そこに福祉の終了のモニタリングとも重なっているのでは、密になっているという印象はあります。以上です。</p>
委員	<p>地域福祉課です。地域福祉課の窓口などでサポートファイルの話題があがることはあまりなくて、モニタリングなどで、事業者の相談員が保護者やお子さん、関係機関の方と情報共有という形で活用していただいているんじゃないかなと思います。以上です。</p>
委員	<p>こども未来課、こども家庭センターです。私がこれまで関わってきた方から、保護者の方を通じて見せていただくということはありません。</p> <p>今後は、こども家庭センターの中で、よく似た名前で、「サポートプラン」を作成するようになっていきます。そのサポートプランというのは、発達面だけに特化せず、養育環境などのプランがメインになってくるのですけれども、「サポートプラン」を保護者や本人と一緒に作っていく中で、このサポートファイルを作られている方については、それも踏まえたプランになっていくようなことで取り組んでいきたいなと思っています。</p> <p>保健センターです。保健センターでは担当校区を持ちながら業務をしています。保健師にサポートファイルの認知や活用状況について事前に聞き取りをしてみました。保健センターで校区の管理をしている保健師の約8割がその存在を知っていたのですが、説明をできるほど詳しく知っていた保健師は少ないという現状でした。保護者に対してサポートファイルの情報提供を行ったことのある保健師の数も実情としては少なく、これは保健師自身がサポートファイルについて十分に知らないために、保護者に情報提供しづらいのではないかと今回の聞き取りで感じたところです。まずは、サポートファイルについて知るところから進めていく必要があると感じました。</p> <p>各機関での支援の引継ぎ状況については、幼稚園、保育所などに引継ぎが必要な場合は具体的なツールは利用していませんが、必要に応じて口頭で引継ぎを行っています。以上です。</p>

委員	<p>幼稚園協会です。サポートファイル「にっこ♡にこ」を作るのは、年長がほとんどで、小学校に行くときや保護者に理解を求めるときに使っているというのが現状です。</p> <p>保護者の意識が変わってきまして、「私は生きるのに問題がなかったから、そういうところを心配はしません」という保護者も実際いらっしゃいました。しかし、「小学校に入って子どもをお母さんが見れない間、学童に入るんですよ。そうなった時に学童に入れない可能性も出てきますよ」という話になったら、途端にパッと変わって支援を受けようという保護者がいらっしゃいます。</p> <p>ですので、今後の方向性として、サポートファイルを特別なものとして使うのではなく、幼稚園で書いている要録に初めからサポートファイルを使ってもらうことができれば、幼小中と自然と準備ができるんじゃないかなとも思っています。</p> <p>ただ、先ほど最初に述べたように、保護者の動向というのがこの1,2年で大きく変わっています。このコロナ禍からはすごく変わりました。</p> <p>なので、今年は現状のままで良かったけれども、来年以降はサポートファイルを作らないという保護者ももっと出てきますし、サポートファイルを作っても幼稚園から理解を得るとするのは難しいという状況になっています。</p> <p>なので、サポートファイルを作るというよりかは要録そのものがサポートファイルという、担任や周りの人にわかりやすい状況を作ってもらいと、次年度以降、担任やサポートの先生、保護者で話合いがしやすくなるので、今後そういうものにしてもらいたいと思っております。障がい児と現状の保護者というところでお話しさせていただきました。</p> <p>新居浜東高校です。県立学校では東中南予それぞれに通級指導を行う学校という形で、近隣でありますと新居浜商業高校が通級指導を行っております。そちらの方ではサポートファイルを持ち、これまでいろいろな支援をしてもらった生徒さんが実数はわからないけれども、若干いるのかなと思います。本校の方では、サポートファイルを持って入学してくる生徒は非常に少ない状態で、入学時に中学校から、対応を必要とする生徒についての情報を提供していただくときに話を聞いたりすることもあるんですが、これは稀です。入学してから最初の保護者との個別の面談の際に、サポートファイルを持っているということをお話いただく保護者もいれば、生活の中で気づくことなどを連絡する中でサポートファイルを持っていたという話を聞いたりすることもあります。</p> <p>実際にサポートファイルがどのぐらい高校段階になって活用されているか</p>
----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

委員	<p>というと、活用度が低いのかなというのが実感しているところです。</p> <p>ハローワーク新居浜です。私は新居浜に来て約1年半窓口で相談させてもらっているんですけども、サポートファイルを持ってご相談に来られる方が今までいない状況で、私もサポートファイルという言葉を知ったことがありました。実際にどういったものかというのは今日のお話で初めて知った次第です。今後もし可能であれば、新居浜商業高校の通級の生徒さんのご相談を受けることが多くなってきているので、サポートファイルの情報共有ができるのかどうかという部分でお話ができたらいいのかなと思いました。以上です。</p>
委員	<p>支援センターエールです。私もハローワークと同様にサポートファイルという言葉は聞いていたんですけども、今日、実際深く話を聞くことができました。普段は一般就労を目指している方の支援をしているので、あまり薄いのではないかな感じていました。機会があれば、連携して参考にしていけたらと思います。以上です。</p>
委員	<p>新居浜市肢体不自由父母の会です。サポートファイル自体の全体像が発達障がいの子たちのものが多いんですけども、肢体不自由の会員でもサポートファイルを持っているかなと思い、LINEでアンケートを取りました。</p> <p>サポートファイルは平成21年にできているのでお子さんの年齢が高いと、全く知らないという方もいらっしゃいました。サポートファイルを作りましたという人に、どのように活用しましたかという問いには、保育所に行く時、学校に入る時、放課後デイサービスの利用をする時という回答がありました。また、サポートファイルについて何かご意見はありますかと問いには、保育所入所時や学校入学時、放課後デイサービスを利用する時に提出するフェイスシートを記入する際に、サポートファイルがあると、まとめて書いてあるので、それを見ながら書くことができたという意見がありました。肢体不自由父母の会の人たちは特別支援学校に入っている方が多いので、特別支援学校にも支援計画があり、結局サポートファイルを使わないで更新しなくなり、発達支援課とのかかわりが薄くなってしまっています。成人すると、障がい者年金などの手続きの際に、サポートファイルがもう一度活用できるというお話がありました。</p> <p>私の息子も発達障がいがあって、サポートファイルを作りました。小学校から特別支援学校に上がるときに作ったらいよということで、先生方が細かく話し合ってくださったのを覚えていて、保護者として、ああいう機会が持てたのはすごく助かりました。自分のこどもがどういうところが難しく、こうし</p>

委員	<p>ていったらよいというようなことを記録に置いてくださっているの、それを次のところに持っていけるメリットはあると思います。</p> <p>愛媛県自閉症協会新居浜地区です。私も子どもが平成3年生まれですので、サポートファイルができた頃には卒業しているという状況でした。ですので、仮に私が今子育て真っ最中だとして、このサポートファイルを私自身がどうやって考えていこうかなと思うと、私も子どもの成長記録をつけようとしたことが思い出されます。いわゆる母子手帳に書かれる発達の度合いに全くそぐわない子だったので、そういう成長過程を私なりのやり方でノートに記録したりしてまいりました。成人してみて必要な情報っていうのは医療的なことです。いつ診断を受けてどの先生にかかってどういう経緯で診断を受けているかの話ですけれども、そのときの記憶っていうのは、もう成人する頃にはなくなってしまっていて、障がい年金申請するときに、もう少しきっちり記録しておけばよかったなっていうのがあります。</p> <p>これから育っていく子どもたちの発達は日々の経過で見えていけるんですが、生まれたときの体重だったり、医療的な情報だったり、初めて診断を受けたところや時期、健康診断でどうだったかっていうところを、将来的に残していけるようになれば、15歳のときに受け取るときにそれを今度は保護者がより深いものにしていけるとい、私だったらサポートファイルをそのように活用していきたいなと思います。以上です</p>
委員	<p>新居浜ローズです。支援の引継ぎ状況について保護者への聞き取りを実施しました。</p> <p>社会人です。1人は引継ぎはモニタリングのときなどに口頭で行っています。効果は感じています。</p> <p>もう1人は、学生当時からサポートファイルを使っていませんでした。口頭と自作のものを使って説明やお願いをしていました。サポートファイルの確認等、支援者側から聞かれたこともなかったような気がします。</p> <p>大学生です。小中高とサポートファイルをもとに支援会議をして、指導や学校の様子などを書き足してもらいました。高校でも同じようなものを作ってもらいました。大学の支援課には報告していますが、支援を受けている様子はないようです。全ては自己申告があつてのことなので、結局支援する先生によるところが大きいですが、ファイルはさまざまな流れを追うのに役立ちました。</p> <p>高校生です。小学校から中学校に移行の際、サポートファイルを作り、発達支援課の先生と中学校のコーディネーターと引継ぎの会議を実施しました。ただ、中学卒業時にファイルを活かせなかったとコーディネーターが言っていま</p>



した。中1の時に不登校になり、支援会議で私が受けた印象では、中1の学年主任はファイルに関心がないのは明らかでした。担任は新任で、かなりおぼつかない様子でした。何か提案すると、それは前例がある、前例がないという反応で、はがゆい思いをしました。お願いをしても席替えすらしてくれませんでした。いじめにあっても誠意のない対応で、加害側はいつも通り加害的に振り舞いつつ登校してよい、被害側はどうせ特性で登校できないのだから現状のままよいという態度を隠しませんでした。引継ぎがどうという以前の状況でした。その後、完全に不登校になりました。進級時、担任と学年主任は変わりましたが、親子ともに中学校の先生たちへの不信感が募ってしまい、あすなろ教室に通うようになりました。中学からの具体的な引継ぎは、多分うるさいところが苦手くらいだと思います。あすなろの先生はその場で本人から聞き取り、親とのやり取りをしてくださり、対応してくれました。この時、サポートファイルのことは完全に忘れていました。通院先とも連携していませんでした。高校進学の際は、高校側に中学の学年主任の先生からの申し送りがあったようでした。卒業時に中学のコーディネーターの先生と一生懸命一緒にファイルを作成しました。高校の先生からはサポートファイルを読ませてもらったと直接言ってもらえ、嬉しかったそうです。

その他、様々な雑談の中から共感が多かったのは、サポートファイルについては保護者から見てほしいと申し出ないと支援者側は必要としていないこと、お願いしてファイルを渡しても、見てもらえていたり、活用されているかどうか分からないのが不安だということです。「ファイルを見せてもらいました。」の言葉かけがもらえたときは安心するので、支援者側には見たかどうかのフィードバックをしてもらいたいとともに、どの範囲の支援者で共有しているのかを伝えてもらいたいとのことでした。

特に、社会に出てからが深刻で、これまでの流れが断ち切られることが多いように感じています。支援計画作成者以外の、特に新人支援者の多くが、明らかに目を通していないであろう対応で、本来起こらなかつたであろう特性不理解のトラブルが起きています。会うたびに転職したいということもたちは少なくありません。

「事業所とサポートファイルをもとに面談をして作っている支援計画なので、かかわる人には事前に目を通してほしいとお願いしているが、人数が多いのでと返答があったときは呆れた」「社会に出てからが長いのに必要としていないのかと不安に思っている」「口頭でその都度相談するのが結局手っ取り早い」「親がいる間は代弁できるけど、それでいいとは思っていない」などの意見がありました。以上です。

委員

	<p>小学校です。アンケートの結果をまとめてくださったのを見せていただいたんですが、10 番の質問、改善してほしいことを感じることを教えてくださいの記述のところ、記入作成に時間がかかるという意見が多いんです。本当はこのサポートファイルを作ることが本来の先生たちの仕事なんですが、今は本来なら先生方の仕事ではないところでたくさん業務が増えているので、こういうふうに感じられる先生方が多いのかなということを感じております。</p> <p>今、新居浜市は全部の小・中学校がコミュニティ・スクールといって、地域とともにある学校づくりというのを進めています。そういうところで、学校を預かる校長として、地域の方々が担ってくださる業務を地域の方々と相談しながらお願いして、先生方が本当に安心して子どもと向き合える時間、このサポートファイルを作成する時間が取れるようにしていきたいなと思っています。</p> <p>また、新居浜市の子どもたちのことをどうぞ、よろしくお願いいたします。</p>
委員	<p>特別支援学校です。個別の教育支援計画については活用するという段階で、小学部から高等部までがつながるというのではなく、就学前から卒業後がつながり、また地域ともつながるというところで、活用を進めています。</p> <p>先ほどのサポートファイルというものは、地域によって名前も違いますし、中身が少し違います。それに書き込んでいくというのではなく、作るときにそれを見せていただく場合が多いんですけど、そこから特別支援学校での支援計画を作成します。これは保護者や本人がいつでも見れるように、密にして作っているものなんですが、ほとんど同じ内容です。卒業後は、原本を本人もしくは保護者の方にお返しします。卒業後はまたサポートファイルになるのかもしれないなと思っています。新居浜市でのサポートファイルと特別支援学校の支援計画を持っていて、途中からサポートファイルの方は、空白の部分があり、その期間は特別支援学校の方に書いてあるので、そこら辺が少し煩雑かなと思ってはいました。内容的にはつながっているかと思います。以上です。</p> <p>東予子ども女性支援センターです。子どもと親の対応中心の児童相談所に異動して思うことは、親子関係での問題を抱えている方がほとんどで、子どもさん自身も何かしら特性を抱えているということです。幼児期のお子さん、学童期のお子さんを突然預かってほしいということで、児相に連絡が入るのですが、特性を持っている児童が虐待されて児相に来るというのも多いのです。サポートファイルの個人情報の部分、特に最初の計画にある服薬の状況や診断、生育歴というのは児童でかわるときにも、改めて親御さんから聞き取る内容で、児相と親との関係がうまくいっていると、スムーズに教えていただけたたり</p>

<p>委員長</p>	<p>するんですけど、なかなか虐待のご家庭というのは、こういうお話一つ聞き取るのも難しいし、拒否される場合も多いです。</p> <p>そういったところで児童相談所としまして、こういったお子さん自身の発達、特にコミュニケーション面や社会性に関するところ、学校でどうだったかなどは、施設だったり、場合によっては地域で普通に生活されている里親さんをされているご家庭に聞かれることが多い内容です。親御さんとうまくコミュニケーションが取れている場合はいいんですけど、なかなか連絡のつかない親御さんもいる場合、「このお子さんはこういうお子さんなので、こういうところを気をつけて見てあげてください」ということが具体的に伝えきれないまま、地域の里親さんに養育をお願いしなくてはいけないという学童期のお子さんも今たくさんいらっしゃいます。</p> <p>そこで、児相と里親さん、児相と保護者で、こどもと学校というところではなかなか情報共有が難しく、情報共有が難しいがゆえに、そのこどもにとってあった支援というのにつながりにくかったりするので、このサポートファイル自体の話とはずれてくるんですけども、とても有効に情報共有して支援に結びつけられると、虐待を受けているお子さんの支援、家族支援にも役立てられるものになっていけばいいなというような思いでお話を聞かせていただきました。</p>
<p>アドバイザー</p>	<p>ありがとうございます。それでは最後にアドバイザーの先生方からお話をいただきたいと思います。</p> <p>皆様のお話は非常に貴重だったなと思います。特に、当事者の声が一番ではないかなというふうに思います。まだまだ変えごたえがあるということが明らかになったのではないかなと思います。</p> <p>先ほど渡部先生が言われましたけど、障害者差別解消法で合理的配慮は民間も提供義務になっていますので、国公立はすでに対応してきている大学も結構あるんですけど、私立も当然合理的配慮が提供義務になってきております。どうしても大学間で差は大きいです。大きいですが、まずは言っていないと動きません。</p> <p>それから合理的配慮に関するところなんですけれども、先ほど前例がないと出てましたが、合理的配慮は前例がないのは当たり前です。発達障がい者支援法の改正にあたって、当事者に障がいがあるわけではなく、障がいは社会のあり方なんですと明記しているところが重要なんですね。合理的配慮の話になってくるときに、「学校にいる間はいいいけど、社会に出たらどうなるんですか。社会はそんな甘くないですよ。」って話を聞くんですけど、私を知る限りはむ</p>

しろ社会の方が優しいです。今は人手不足ですので、むしろいかに効果的に働いてもらうかっていうのが、これはビジネス界の常識になってきています。雇った人によりよく働いてもらうかが企業にとっての課題になっていますので、そういう点では学校教育を受けている段階からちゃんと自分の権利を主張し、交渉し、行使することで、組織に貢献できる力を育てることが学校教育の課題になっているんじゃないかな、というふうに思います。

企業もムラがありますけど、成長している企業ほど、障がいの有無に関わらず、採用する人間をいかに資産にしていくかという視点で雇用してきているなというのを実感しています。先が怪しい企業は、ちょっと昔ながらかなと思います。社会は確実に変わってきています。学校教育に携わっている先生方にはぜひ社会や世間に向けてどんな大人になってもらうのかというときに、21世紀型の大人になってもらうことを考えてほしいです。

一方で、サポートファイルに関しては、スタートが重要なんだと感じます。お話を聞いていて、乳幼児健診はかなりスクリーニングされるようになってきているわけですから、そこから効果的に使うということが重要なと思います。

東温市は、サポートファイルを全てのこどもにということですが、私は2歳児の教室にしか関わってないですけど、2歳児の教室での相談は全部サポートファイルを使っています。それも障がいがあるかどうか関係なく、「なんかゆびしゃぶりばかりするんですけど」「おむつがなかなか外れません」とか、そういうところから相談内容は全て「これ書いておいたんでサポートファイルに挟んでおいてくださいね」ということで使っています。スタートをいかにうまく切るかということが課題かなと思います。幼稚園、保育所でも年長になってからはちょっと遅いなと思うんです。引継ぎのためのサポートファイルではなく、まずは園生活をよりお互いがより良く過ごすためのサポートファイルの活用が重要だと思っていて、そこで役立つ実感を持てば、多くの保護者はそれを学校に引き継ぐことを望むのではないかと思います。ただし、虐待家庭などの場合はそこが難しいというのは確かに出てくるなと思います。心理支援の世界では、個人情報の共有というのは基本本人の承諾がいるんですけど、その人やその人に関係する人の生命財産に明らかかな危機が迫っている場合というのは当事者の同意を得なくていいというのがタラソフ原則です。多分虐待の現場については、こどもの生命財産との関連で個人情報の取り扱いをどうするかというときに、やっぱり基本タラソフ原則なんだろうとを思いました。

でも、すごく活用が進んできているなと思います。本当にこれからも勉強させてください。ありがとうございます。

委員長

アドバイザー

ありがとうございました。お願いします。

平成 20 年頃にサポートファイルの作成の研究指定を受けたとき、手帳にするか支援ファイルにするかを議論したんです。いろんなケースがあるから、手帳で書き込むのではなく、用紙を次々足していけるファイルにしていこうということでファイルの方に落ち着きました。そして、母子手帳をもらいに来た時に健康推進課の方で支援ファイルを配ってます。だから全員持ちます。そして医療にかかった時、健診や歯磨き教室だとかいろんなところで受けた記録をもらったら全部それも綴じましょう。学校で健康診断がありますが、こどもの記録をもらったらそれを綴じましょう。学校の方も、これは支援ファイルに綴じてくださいという文言を入れて配っています。

幼稚園、保育所はいろんなところに行くので、それぞれの園によって家庭環境やとかいろんな提出物が違うのでそれも全部綴じてくださいよ。

特別支援学校に行っても、お話があったように、地域によってファイルが違います。親の立場からしたら、例えば四国中央市の子が新居浜分校に行ったら、新居浜分校でもらったファイルは四国中央市のファイルに綴じておいて、卒業したらまた地域の情報を綴じるわけでしょ。だから、学校の立場からしたら市町によって違うんだけど、親からしたら、自分の子が特別支援学校に通っている 9 年間ないし 12 年間はそこでお世話になったんだけど、それが就学前の支援ファイル、学校に行ったら教育支援計画になって、卒業したらまた支援計画に戻るんですよ。親の立場にしたら、どこに行ってもこどもの成長がずっと記録できるんじゃないかな。「どこに行っても同じことばかり聞かれるんで、もう嫌です」という声が、このファイルを作る出発で、保護者の負担軽減にもなります。また、保護者が知らせたい情報と僕らがかみみたい情報とが違うときにも参考になります。

18 年ぐらい経っているんで、始めた時に生まれたこどもたちが今高校卒業になっているんですが、全員ファイルを持っています。一番役立っているのは、障害年金をもらうときです。だから今は必要ないんだけど、将来的にそういう必要が起きるみたいなこともあります。

東温市でずっと仕事をしている先生は分かっているんですが、新しく来られた先生、東温市外から来られた先生が東温市のこのシステムが分からない。校内のコーディネーターの先生が 4 月に東温市はこうやっているんですよと徹底するのが不十分なので、今ちょっとバラバラになっています。そこを徹底するために、先生たちがサポートファイルをどう使うかの手引きを作って、全員に配って、コーディネーターがそれを確認するみたいなことを会議をやってもらっています。ずっと長い間使っていて、いろんな問題が出てもう一度見直す

委員長	<p>といいかなという時に先の9月6日の調査結果でそこを見直さないよ、というのが出ていたので、適切な時期のこの今日の議題だったなと思っています。</p> <p>ぜひ、新居浜市が無理のない範囲で改善して、年々ずっと成人になってからも支援に使えるような、そんなサポートファイルにさせていただいたらありがたいです。以上です。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは本日の協議会については全て終了いたしました。事務局から連絡事項等ございますか</p>
委員長	<p>第1回のお配りした資料の発達支援課主な政策と実績についてのところで資料の訂正がございます。資料番号10の令和6年度児童生徒教職員数のところで、川東中学校の男子生徒数と男子生徒数の合計に誤りがありました。訂正したものを本日お配りしておりますので、ご確認ください。</p>
発達支援課長	<p>ありがとうございました。それでは最後に発達支援課長からご挨拶をお願いします。</p>
委員長	<p>～発達支援課長 挨拶～</p> <p>ありがとうございました。次回の協議会でございますが、お示しになりますように、次回は令和7年2月3日（月）15時からの予定です。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>皆様のご協力により、今日はサポートファイルのを中心として、アドバイザーの先生方、それから委員の皆様から、本当に子どもを中心とした貴重なご意見をいただいたことを感謝しております。どうもありがとうございます。</p> <p>それでは、以上をもちまして本日は協議会を終了したいと思います。ありがとうございました。</p>